

損害賠償責任免責条例の制定について

1. 制定の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年自治法等改正法）により、条例において、地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の職員の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない(※1)ときは、賠償責任額から、地方公共団体の長等の職責その他事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされた。【243条の2】

この地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となる町長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合にも、町長や職員等が、個人責任としては多額な責任を追及されることがあり、これによって、大きな心理的な負担を抱いて職務の執行において萎縮が生じる可能性があることから、町長や職員等の本町への損害を賠償する責任を限定してそれ以上の額を免責する旨を定める条例を制定するもの。

※1 普通公共団体の長等が違法な職務行為によって、当該普通公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指すものであること。

2. 賠償責任を負う額【施行令第173条】

免責額 = 賠償の責任を負う額 - 条例で定める額

【損害賠償責任の限度額の範囲】

町長や職員等の職責その他の事情を考慮して地方自治法施行令に定められた基準を参酌し、最低額以上で損害賠償責任の限度額を定めることとされている。

条例で定める額（参酌基準） = 基準給与年額（給与の1年分）※2 × 乗数※3

※2 給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額

※3 職責に応じて1倍から6倍で設定

【参酌基準（施行令第173条）】

職区分	乗数
地方公共団体の長	6
副町長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員	4
公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、下水道事業管理者	2
地方公共団体の職員	1

3. 条例案の概要

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、基準給与年額に町長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免責することとする。

施行日：令和5年4月1日

※施行日以後の町長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

4. 条例制定手続き（議会）【第243条の2第2項】

条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならず、当該意見の決定は、監査委員の合議により行われることとなっている。

(参考1) 条例適用のフロー

